

平成26年11月4日

◎土森委員長 ただ今から、決算特別委員会を開会いたします。 (10時0分開会)

御報告いたします。産業振興推進部から追加の資料提出がありましたので、各委員の皆様様に配布しております。

本日の委員会は10月31日に引き続き、平成25年度一般会計及び特別会計の決算審査についてであります。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてあります日程案によりたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土森委員長 後異議ないものと認めます。

《文化生活部》

◎土森委員長 それでは、本日は文化生活部から行います。

初めに部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

(執行部の総括説明)

◎土森委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈文化推進課〉

◎土森委員長 最初に、文化推進課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 それぞれの文化施設の管理運営委託料ですけれども、坂本龍馬記念館委託料が、ほかの3館と比較して極端に少ないですが、これは、どういう理由によるのですか。

◎高橋文化推進課長 坂本龍馬記念館の管理運営委託料は、全体の経費から入場料収入などを差し引いた金額を委託料として、県が支払いをしております。坂本龍馬記念館は、ほかの館よりも入場者数が多いことから、結果的に運営費が少なくなっています。

◎池脇委員 一番入場者数が多いのが美術館です。22万5,000人です。けれども、一番管理運営委託料が多いのも美術館です。ただ、さっきの説明ではちょっと、今一つ納得がいかないですが。

◎高橋文化推進課長 美術館が一番入場者数は多いですけれども、美術館にかかる管理経費等が多いことから、結果的に入場料収入を差し引いた分でいきますと、美術館が一番多くなっています。坂本龍馬記念館は15万8,000人余りです。

◎池脇委員 逆に言えば、これだけの入場者に対する受け入れ側のサービスの質が問われてくると思います。限られた人数、予算で、しかも入場者が多ければ多いほど運営費が削られる中では、やる仕事量の比較をした場合に、適正な額になるのだろうかと思います。

その点はどのように評価をされておられますか。

◎高橋文化推進課長 予算につきましては、5年間の指定管理がございまして、基本協定で、全体をお願いすることを確認します。その後、毎年、管理運営に必要な予算を協議しまして決めていくやりとりをしております。それと、それぞれの館の職員で見ますと、美術館では全体で27名、坂本龍馬記念館で15名ということで、その施設の規模もございまして、必要な人員にも違いがございまして、坂本龍馬記念館につきましても、必要な経費は毎年議論をしながら、予算として確定しています。

◎池脇委員 坂本龍馬記念館と文学館の規模を見れば、それほど差はないと思います。にもかかわらず、6,000万円ぐらいの差があります。それは仕事をすればするほど運営費が引かれるということは、ここまで差が出てきますと、逆に言えば坂本龍馬記念館のほうのサービスが低下するという問題も起きてくるのではないかと。むしろこれだけの入場者を確保していることについて、さらにいろんな企画とか、あるいはサービスの向上をすれば、もっと入場者がふえることになります。それには、サービスの向上をしようと思えば、人的な補充も必要でしょう。しかし、予算がこれだけ少ないと、そうしたことについては手が回らないことが起きると思います。ですから、基本的な考え方で、そうやって予算組んでいるのはよくわかりますけれども、貢献している館については、さらにサービスの質を上げるためにも、よく頑張っているということで、予算に一定の配慮が必要ではないかと思っております。そのことがほかの館にもよい影響を与えると思っておりますけれども、そうしたお考えはありますか。

◎高橋文化推進課長 それぞれの館の取り組みについては、毎年、外部の委員をお願いして、委員会で事業の評価をしていただいております。坂本龍馬記念館は、非常に頑張っていることもあり、全体としてA評価が出ております。今後の頑張りに対してどういったことができるかというお話ですけれども、今後、文化財団や坂本龍馬記念館とも、予算のときに協議していきたいと思っております。あわせまして、坂本龍馬記念館は県外からの観光客に立ち寄っていただける重要な館の一つです。決算とは別ですが、新館を建設して、より魅力を高めていこうということで、現在計画しているところです。

◎池脇委員 文学館は大変健闘しています。4万人台来ていますから。一番厳しいのは歴史民俗資料館です。一番評価されているのが坂本龍馬記念館。やはり評価されている館については、それなりの予算をしっかりと組んであげることが、その館で働いている人たちの働きがいにもつながってくると思います。いろいろなアイデアも出てくると思います。そういう意味では、ある程度の評価をした上で、原則論だけではなくて、館の評価をしてあげることが大事じゃないかと思っております。よろしく申し上げます。

◎高橋文化推進課長 予算の時期に、文化財団や龍馬記念館などと、そういったことについても協議していきたいと思っております。指定管理者制度の枠の中で、そういった議論もして

いきたいと思います。

◎金子委員 2点お願いします。1点は、この文化施設管理運営費です。さまざまな施設を管理委託しておるわけですが、例えば県民文化ホールは、1億円を超す金額で不用額はゼロです。そのほかについては、不用額が結構多く出ていますが、これは見積もりと決算の関係、どういう見積もりされて、結果がどうであったのかということ。もう1点は、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館の改修工事請負費、雨漏り対策と防水対策です。この防水対策は、瑕疵担保を何年という形で取り決めておられるのか。それから、歴史民俗資料館は何年ぐらいたって、瑕疵担保が過ぎておるのか。その辺をお伺いします。

◎高橋文化推進課長 管理運営費の不用額の件です。当初、必要な経費を見積もりしますが、それに収入が入ってその差額も出てまいります。それと色々な入札による入札残が出たことがありまして、不用額が一定発生しています。

それと坂本龍馬記念館の瑕疵担保の件ですが、通常、そういった契約の場合には基本的に瑕疵担保は1年となっております。そういった形で、現在、補修が必要なものを予算化しています。

それと歴史民俗資料館の開設時期ですが、歴史民俗資料館は平成3年5月に開設されており、既に23年たっております。そういったことで、現在瑕疵担保で、事業者に補修していただくことにはなっておりません。必要経費として、毎年、補修に必要な額を計上して対応しています。

◎金子委員 わかりました。雨漏りに対する防水工事で、瑕疵担保1年とお聞きしたんですが、1年ということによろしいですか。

◎高橋文化推進課長 1年でございます。

◎金子委員 防水対策で約1,100万円ですか。それで瑕疵担保1年という考え方ですね。そして1回、あれだけの専門家が防水工事で雨を漏らないようにしますよと。責任期間1年ですよ。それは明らかにおかしいです。せめて実績もあるわけですから、10年は無理にしても5年、普通10年以上はもちますよね。ぜひ根本的に、県全体で1年ということの見直しが必要だと思います。といいますのは、文化生活部以外にも、いろいろな施設がいっぱいあるわけです。さまざまな施設を瑕疵担保1年でやったら、今からメンテナンスがどれだけ要るのか、余裕がつかんことでは困りますよ。一定期間、どれだけの施設に維持管理費を耐用年数までという計画性を持ってやらないと。これは、その都度必要になったからやりますということで。それはぜひ、メンテナンスのあり方を県全体で検討していただきたいと思います。

◎岡崎文化生活部長 御指摘のところは、そういう御意見があったということはわかります。ただ、建築課が全体的に工事を調整しておりますので。このことにつきましては、委員がおっしゃるように全庁的な課題だと思いますので。また、土木部にも話をしていきたい

いと考えております。

◎金子委員 少なくとも、瑕疵担保1年ということはある得んことですよ。それは、ぜひ再検討していただくよう要望しておきます。

◎土森委員長 これは、どうして1年にしたのだろう。防水工事。おかしい。これはちょっと、どうしてそういうことにしたのか説明を。

◎岡崎文化生活部長 この場で、私も技術屋ではございませんので、明確なお答えができませんが。こういう工事における基準があると思いますので、土木部建築課にその辺の根拠を聞きまして、また御報告させていただきたいと思います。

◎土森委員長 しっかり土木部に話を聞いて、その理由を説明できるようにしてください。

◎横山委員 広報誌制作委託料「とさぶし」について、プロポーザルで契約されているということですが、プロポーザルにする場合において、どういう内容で。この場合は、高知の地域に伝わる生活文化を皆さんに知っていただく形になろうと思いますが、プロポーザルの内容はどのようなもので、何者が応札したのか。そこらあたりどうですか。

◎高橋文化推進課長 5者が参加しております。これは、複数年契約で広報誌を長期的に一つのところにやってもらうということで、債務負担行為の予算をいただいて実施しています。特に県内の地域で文化的な活動をされている方の紹介とか、高知県のイメージアップにつながる文化的な活動などを紹介していくということで、県内外から評価をいただいているところです。

◎横山委員 私は内容までは読めなかったですが、「とさぶし」をもらいまして、ちょっと目を通させていただきました。そんな中で、高知県をそのまま知るということで、実際の生活とか、地域の文化を知ることは、よい企画だと思います。それで、この情報誌を製本してから、どんな形で配布されましたか。

◎高橋文化推進課長 県内外の文化施設や、市町村、文化活動をされている方などに、基本的に1万部ぐらいつくりまして配布し、高知県のイメージアップや文化的な発信をしているところです。

◎横山委員 1,000万円ぐらいの予算です。県からしたら1,000万円といたら、さほど大きくないですが、どう使うかは非常に大切だと思います。それで、今、国内観光等で地域の生活や文化が紹介され、そういうところへ観光客が訪れる。海外の観光客も含めて。こういう情報誌等は、地域活性化の視点からも取り組まなければ、この予算が最終的には生きないと思いますが、そこらあたり、今後、どう取り組まれますか。

◎高橋文化推進課長 広報誌「とさぶし」は、平成25年度もそうですし、今年度も発行しております。委員もおっしゃった地域活性化の視点も考えながら、発信をしていきたいと思っております。平成25年度の決算ではございませんけれども、平成26年度から高知アートプロジェクトという地域の皆さんが独自にやられている芸術文化活動に対して、一定の

財政的な支援をして、県としても後押しする取り組みもしております。この「とさぶし」の発信と高知アートプロジェクトのような取り組みや支援などで、地域で文化活動を行い、結果的に交流人口が拡大するといった目的にもつながっていくよう両輪で取り組みを進めたい。平成26年度はそういった事業をやっております。

◎横山委員 平成25年度の「とさぶし」の製本が、将来的に地域の活性化、高知県の観光振興につながるなどという形になったらうれしいですので、ぜひ、そういうことも念頭に置いて「とさぶし」を活用していただき、また間口をもう少し広げて取り組むようお願いしたいと思います。

◎高橋文化推進課長 地域活性化の視点も持ちながら取り組みを進めていきます。

◎明神委員 山内家墓所の国史跡指定に向けた準備を進めるために、2,500万円の委託料を支出しておりますけれども、具体的にどのような調査、また準備を進めたのか教えていただきたいと思います。

◎高橋文化推進課長 山内家墓所の国史跡指定には、まず現地の測量が必要です。土地と墓石や石垣の測量などと文献の調査を全てひっくるめて、平成25年度決算額は2,500万円余りということです。

◎明神委員 それで、国史跡の指定に向けた見通しはどうか。

◎高橋文化推進課長 平成25年度に調査を受けまして、平成26年度に報告書にまとめております。来年度、国に対して申請する予定です。来年度中には国史跡指定が受けられる見通しです。

◎明神委員 わかりました。

◎池脇委員 今、その墓所にはゲートがあって、なかなか出入りができません。調査や整備が終わった段階では、どういう管理体制を考えておられますか。

◎高橋文化推進課長 今後でございますけれども、現在は山内家が所有している墓所です。国の史跡指定が受けられれば、公益財団法人土佐山内家宝物資料館が管理する予定です。その後、整備を行い、一般の皆様にも公開していくということですが、もともと墓所という性格とあまり周りに施設がないということもありますので、土佐山内家宝物資料館、新資料館が、今後いろいろなツアーを実施するときに御案内するなど、見学していただく方法を考えております。

◎池脇委員 一般公開は、今のところは考えてないということですか。

◎高橋文化推進課長 一般公開ではありますが、自由に出入りをさせていただくことは、今後の検討です。今のところは、そういうツアーで説明しながら御案内する方向で考えております。

◎土森委員長 その墓所のことですが、これは非常に貴重な墓所です。藩主の夫婦墓というのは、どこを探してもないです。5年ぐらい前に質問で取り上げたことがあります。こ

れは高知県にとって大事な宝物になると思いますので、どういう状況になってくるのか。見せることになってこないとおかしいことになる。研究している施設ということではなく、こういう墓所が高知県にはありますよと、全国のどこを見ても、こういう墓所はありませんということが売りになってくるとと思いますので、その辺も考えた上で、検討、対応をしていただきますように。

◎高橋文化推進課長 現在整備しております新資料館ができますと、高知城、新資料館、山内家の墓所と、非常に面的な広がりが高知県の歴史的な魅力を感じてもらえるものになりますので、墓所の公開の取り組みも力を入れてやっていきたいと思います。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で文化推進課を終わります。

〈国際交流課〉

◎土森委員長 次に、国際交流課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 予算全体が少ないが、どう思いますか。

◎山本国際交流課長 予算全体は確かに少ないと思いますが、年によって、友好提携の締結の周年事業や県人会の周年事業などがあり、その都度、予算要求させていただいております。

◎池脇委員 今の御説明を聞きましても、本県とかかわりのある外国との交流や技術研修の派遣などに事業が限定されているのかなど、あるいは国際交流協会の運営費等です。今は本当にグローバル化されていて、観光にしても教育においても何にしても、国際化の中で対応していこうと広がりが出てきている。今までの事業は、この事業で大切な事業ですからよいですけども、新しい事業で、今の国際化に合った文化を振興していく事業もお考えになって、もう少し思い切った予算をとっていくことで、高知県を国際化の中でしっかり売り込むことができるのではないかと思いますけれども、そのようなことは検討されていないですか。

◎山本国際交流課長 昨年度から産業交流にも力を入れていこうということで、もちろん産業交流については、産業振興部や観光振興部がメインで事業をやっていますが、そのほかの部とも協力して、昨年からのJICA事業の助成金を活用した県内企業の海外進出などにも力を入れております。開発系のコンサルタントと企業も回って、助成事業を獲得できるように取り組んでおります。また、国際交流課の強みである海外とのネットワークなどをもう少し強力にしていこうということで、在日公館などにも、昨年度から年間7、8回だったと思いますが、回って、人的なネットワークをつくる取り組みもしています。ただ、なかなか事業という形ではなく、どうしても事務費的なもので終わってしまいますので、

余り予算として表に出てこないところはあります。

◎池脇委員 国を挙げてグローバル化、産業も教育も文化も広がってきて、そういう方面での予算も国家的なプロジェクトの中で膨らんできているわけです。県では、いわゆる他国との窓口の仕事がここになるだろうと思います。ですから、その意味では、窓口となり得る新しい事業をどんどん取り入れていくべきだろうと思います。やはり異文化を知ることが大事です。そういう他国の文化と本県の文化の違いを学習できる。異文化の情報がここに来ればよくわかる、交流ができるということをもう少し輪を大きくして行って、事業展開していただきたいと思います。

◎岡崎文化生活部長 委員が言われたのは、国際交流課の今の大きなミッションの一つです。課長が説明しましたように、昨年从高知県の外務省たるべしという意気込みを持って、いろいろな部局が行く前の先発隊、切り込み隊になるべきではないかということで、まず、外務省との連携を強化しました。地方連携室というのがありまして、そこに頻りに情報をもらって、それを各部局にこういうのがありますと発信する。

それから、もう一つが J I C A、O D Aにかわって、国は中小企業を応援していくということで、お金ではなくて技術を出していく動きがあります。そういったことも紹介して、その仕事をやっています。それには大きなお金が動きますが、県費とは関係がない。それから国際交流にしましても、国費を使ってやっていこうと計画をしており、県の予算を使わずに使命を達成していきたいと考えております。今、少ない人数、予算ではありますけれども、ここでしっかりと新たなミッションを進めていきたいと考えておりますので、どうぞお見守りください。

◎池脇委員 観光の視点で言えば、土木部では標識の英字板など、いろいろなことを改善しないといけない。ところが土木部に、どれくらい情報が入っているのか。今、横軸の時代ですから。きちっと国際交流課がそうした部分をアドバイスできる。例えば、そういう表示についてはこういう他県の事例があるというサンプルも提示ができれば事業はスムーズにいきます。

それから、観光客に人気になっているのが免税店です。高知県は4店舗しか免税店になっていない。非常に少ない。だから、そうした状況も国際交流課は掌握して、観光部局などとも連携をとって、免税店の仕組みや啓蒙啓発などをやるべきだ。そうすると外国人がお見えになります。そうしたら外国人向けのパンフレットについても、やはり、ここからの情報提供があってしかるべきじゃないか。そういう意味での機能をもっと強めていくことが大切ではないかと思います。部長、よくおわかりだと思いますけれども、我々もしっかり応援しないといけないと思っていますが、そこをしっかりと提案していかないと応援できません。ぜひそういう心づもりで、頑張って機能を高めていただきたいと思いますが、御決意を。

◎山本国際交流課長 先ほどお話いただきました道路標識や観光地の標識、免税店の表示などについて、当課の国際交流員が一緒になって表示をつくる形で、今もさせていただいておりますが。きょう御指摘いただいたことを踏まえまして、そういったところにも注意しながら頑張っていきたいと思います。

◎西内（隆）委員 観光振興部もある中で、どういうポジションになるかと、いろいろと考えるところがあるかと思います。気になったのが、海外技術協力推進事業委託料で、ブラジルが人をよこさなかったということですが、それはどういうことなのか。また、今まで、そういう欠員が出ることはあったのかどうか教えていただけますか。

◎山本国際交流課長 平成25年度につきましては、ブラジルのパラナ県人会から推薦がなかったのですが、今年度は推薦をいただいて、ブラジルからは2名になっております。確かに毎年4名分の予算を確保して、各海外の県人会に当たって、希望を聞く中で、ことしは候補者がいないといったケースも出てくる場合があります。予算的には4名構えて、十分に事前に意向調査もしながらやっています。

◎西内（隆）委員 慢性的なものではないということだと思いますけれども、せっかく予算を使ってやるのならば、それぞれ向こうの意向に沿った技術を獲得できる場をこちらも提供すべきだと思います。ぜひ励んでいただければと思います。

◎田村委員 観光振興部のときに質問したので、もう伝わっているかもわかりません。主なところは中国などですけれども、例えば私たちはデンマークの人たちと交流していますけれども、そのほかの国のこちらで活躍している人や県内に拠点を置いている人などを集約されたものは、国際交流課には置いてないですか。

◎山本国際交流課長 今は、そういったものはありません。

◎田村委員 これから幅広く訪ねてくると思いますので、こちらの拠点とのきずなができるような、幾つかの国があつて大変かもわかりませんけれども、自分たちの場合も交流したときに窓口がなくて、通訳に来てもらってやったこともあったので。多いところを中心にすることはわかりますけれども、デンマークやフランス、イギリスなど、県内で活躍しておる人の拠点をぜひ把握して、照会、問い合わせがあつたときに対応できるくらい、ぜひ努力していただきたいと思っております。

◎山本国際交流課長 そういったデータとは少し違うかもしれませんが、国際交流課では、毎年、高知県の国際交流という資料を更新しております。更新に当たっては県庁内の各部署や県内の市町村、各大学、民間の団体に照会をかけまして、今、交流を進めているところの情報などを収集して整理するようにしており、それをホームページにも載せております。

◎田村委員 ぜひ、わかりやすい形でできるようにお願いします。

◎明神委員 1点いいですか。先日、私の町の広報誌見ていましたら、パスポート申請は

町役場で受け付けるようになりました。更新もやってくださいという広報がありました。この法によって、全ての市町村に権限移譲を行ったのですか。

◎山本国際交流課長 この権限移譲につきましては、ことしの10月から東洋町と津野町の二つの町について、窓口業務をしていただくようにしています。この権限移譲は、希望する市町村に移譲を進めているところです。ちなみに、今、二つの町に権限移譲しておりますが、ほかの市町村については、今のところ希望はないと聞いております。

◎明神委員 わかりました。

◎池脇委員 ミクロネシア連邦の関係で、近日中に何か建国26周年の記念のレセプションが高知県で開かれるという御案内をいただきました。これは国際交流課がかかわっている事業ですか。

◎山本国際交流課長 記念のレセプションにつきましては、県内のミクロネシアとの友好交流協会と大使館の主催ですが、11月7日、8日にかけてミクロネシアの大統領が高知に来られることになっております。独立記念のレセプションにつきましては、東京でもやりますが、ぜひ高知でもやりたいという話をいただいています。また、11月8日の土曜日には、平成26年の1月にいただきましたパンの木を牧野植物園で保管していますが、大統領の来高にあわせて植樹式も行いたいと思っております。

◎池脇委員 大統領がお見えになると、本当に外交問題ですよ。知事とか執行部の対応は、どうなっているのですか。

◎土森委員長 決算とあまり関係ないですから。簡単に教えてください。

◎山本国際交流課長 7日の金曜日につきましては知事が不在ですので、副知事がレセプションの対応をします。8日の植樹式につきましては、知事が出席して、知事と大統領で植樹をすることになっております。

◎土森委員長 国際交流課は、今、池脇委員から提案がありました。それに対して部長から将来を展望した御回答もありました。ぜひ頑張ってくださいように。

以上で国際交流課を終わります。

〈まんが・コンテンツ課〉

◎土森委員長 次に、まんが・コンテンツ課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎田村委員 まんが王国らしい活躍で、非常に感心して、うれしく思っておりますが、高知へ来て、大体歴史も幅も含めて、漫画はここにあるという常時保管するところについては、余り考えてないですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 ハードの問題だと思います。他県でも漫画関連施設は結構ありますが、なかなか維持管理や恒常的な集客が難しいところがありまして、どこも厳

しい状況が続いております。そういったことも含めまして、漫画の聖地というか、拠点づくりも官民協働のまんが王国・土佐推進協議会で、今後、検討することにしておりますので、恒常的な集客などが効果的にできるのであれば、そういうことも考えていきたいと思っております。

◎**田村委員** 県に漫画の課がある。鳥取県もあると思います。それから、これだけの多くの参加者がおり、しかも甲子園もやる。高知の場合は多くの漫画家を輩出しております。文化推進課で聞けばよかったです、例えば文学館で、文学と漫画とが一緒にならないかどうか少し聞いてみたいと思います。文学館の入場者はあまり多いほうではないのということではないですが、文学館と漫画が同一系列になって、こういうところに、漫画の分野を置くことを考えてはどうかと。例えば、ほかのところでは歴史民俗資料館や坂本龍馬記念館、美術館などいろいろあります。でも、漫画がこれほど隆盛なのに、県外の観光客から漫画はどこへ置いているのかと聞かれたことがあり、僕も困りました。やはり文学とはなじまないかもわかりませんが。文学館を併用するなど、まんが王国にはこういう拠点もあって力を入れている。本当に文化、教育にしているということが伝わるようにするほうがよいのではないかと思います。これは高知県ならではのことで、前を見て行く方法をぜひとも考えていただきたいと思います。もちろん維持費なども要するとは思いますが、やはり観光客を呼ぶため、あるいは単なる観光ではなくて、子供たちの教育にも大いに影響があるので、ぜひ本腰を入れて取り組んでいただきたいと思います。どうですか。

◎**栗山まんが・コンテンツ課長** 文学館でも、スヌーピーの企画展など漫画に関連した企画展を行っていただいております。あとは高知市に横山隆一記念まんが館がありますので、こちらも含めて、どういう形で漫画の拠点づくりをしていくか協議会で前向きに検討したいと思います。

◎**田村委員** ぜひ。やなせさんは地元である。でも、やっぱりそれ以外でも、例えば、自分のところで恐縮ですが、黒鉄ヒロシもおるけれども、全く元がないと言われて、言いようがなかったです。活躍した人たちが、ふるさとへ貢献できるものを大きな枠を持って、取り組んでいったほうがよいのではないかと。ちまちました移動するような流動的なものではなく、文学館にもきちっと位置づける形で、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいです。どうですか。

◎**岡崎文化生活部長** 課長も申しましたように、今検討中です。ただ、文学館を中心に検討することについては、今の文学館には少し難しいので、文学館ありきで検討は難しいと思います。もっと幅広く検討させていただきたいと思います。

◎**横山委員** 僕も同感です。高知県は漫画が文化という形で、漫画王国とか言われながらもそれが文化と違う観光などの面で生かされているかどうかという、疑問符がつきます。

秋葉原で鳥取県と一緒に漫画展みたいなものを行った。鳥取県はゲゲゲの鬼太郎を中心に、すごい活性化されている感じを受けます。それで、鳥取県とだけやっていたらいけないと思います。やはり、高知県が中心になって、全国の都道府県で漫画に興味あるところには参加していただく取り組みも必要なのではないかと思います。やはり、もう少し漫画の土俵を上を上げて、取り組んでいただくことも大切ではないかと思います。漫画という形で一応固定されていますので、全国的な形でいかないかもわかりませんが、鳥取県だけでなく、もう少し幅広い都道府県との組織が必要ではないかと思います。その点どうですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長　ことし、鳥取県と一緒に秋葉原でやったまんが王国会議には、岩手県にゲストとして参加していただきました。岩手県も漫画による地域活性化に取り組んでいますので、こちらからお声かけをしまして、岩手県の達増知事に参加していただいたことがあります。今後、まだ県レベルでは少ないですが、市町村レベルでは漫画による地域活性化に取り組んでいるところは結構ありますので、少しずつ広げていけたらと思っています。

◎横山委員　県あるいは市町村レベルでも結構です。全国的に組織を幅広く拡大する取り組みをお願いしたいと思います。

◎土森委員長　全国的な取り組みということになりましたので、余談ですが、麻生太郎副総裁に、ぜひ知恵を借りてやられたらどうかと思います。

◎栗山まんが・コンテンツ課長　以前、まんが甲子園で、麻生大臣にメッセージをいただいています。麻生大臣がすごく漫画が好きだということは、うちでも把握しております。今後、何らかの形で、そういう方々に御協力、御支援をいただくような取り組みを進めていきたいと思っています。

◎土森委員長　高知県に御縁のある方ですから。ぜひ知恵を借りて。

◎池脇委員　まんが甲子園のPRキャラバンの実施ですが、4月愛媛、5月愛媛、徳島、福岡、香川、12月新潟、秋田となっています。これはキャラバン隊が行く県の選定などを計画的にやられていると思います。その状況はいかがですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長　応募校が少ない県、特に四国、香川、愛媛、徳島は隣の県ですが、全体で平成24年度は6校しか応募がありませんでした。高知県だけでも30校近くの応募がありますが、その3県を合わせても6校ということで、まず四国からまんが甲子園を知っていただいて、応募校をふやす必要があるのではないかとということで回りました。新潟、秋田につきましては、秋田はずっとゼロ校で、新潟市は漫画王国としてやっていますが、新潟も少ないことがありました。そういう少ない県を回って、まんが甲子園をまず知っていただく。まんが甲子園に興味を持っていただいて、応募していただくことに努めております。その結果、平成24年度、四国の3県は6校だったのが、平成25年度には16校にふえました。10校ふえたということで、かなり効果があったと思っています。

◎池脇委員 具体的には、その県に行って、どういう関係者にお会いして、どのようなPRをされたんですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 まず、その県の高等学校文化連盟の事務局にお伺いしましてまんが甲子園のPRを、それからマスコミ、新聞社にも来ていただいてPRをし、この3県で15の高校を回り、漫画クラブや美術部などそういうクラブに出向き、高校生に直接まんが甲子園を紹介しました。

◎池脇委員 それで成果が出てきたということですから、このPRキャラバンはこれからはもしっかり行っていくと捉えてよろしいですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 ことしも宮崎と大分に行ってまいりました。やはり、効果があるということで続けていきたいのですが、さらに効果的に実を結ぶように、マスコミ、高等学校文化連盟、当課が運営しておりますポータルサイトも連動させた形でPRをしていきたいと思っております。

◎池脇委員 まんが王国・土佐の情報発信について、さまざまな事業を展開されていますが、その効果と評価、それと次につながる影響などは、どういう総括をされていますか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 昨年、一元的発信をしようということでポータルサイトを構築し、昨年は月平均2,000人ぐらいが見ていましたが、やはり待っているだけではだめだということで、さらに見ていただくために、ことしはSNS、フェイスブック、LINE、ツイッターを活用して、直接情報が届く形にしております。その結果、8月は1万人を超えて、月平均7,000人を超える方が見ておりますので、少しずつ効果が出てきている部分があると考えております。それと、こういうふうに鳥取県と首都圏でPRをすることによって、まんが王国・土佐を首都圏の人に知っていただくとともに、観光も含めた高知県のよさを知っていただく、そういう情報発信をしております。少しずつ効果につながっていると思いますので、これからも積極的に情報発信をしていきたいと考えております。

◎西内（隆）委員 コンテンツビジネスの話ですが、6作品目が、この春に出たということです。それに関係することで、補助金が平成25年度、交付先で3つに出しています。この交付したお金はあくまで新作の2本に対してですか。例えば、前作がまだ4本ぐらい、6引く2で4ありますが、そっちには行ってないということですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 新作の2本に対してです。

◎西内（隆）委員 それは、過去の4作はもう補助金がなくても回っていけるようになったのか、それとも、もう事業として終わったというか、ゲーム自体が終わったのか。どんな感じですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 ソーシャルゲームの寿命はかなり短く、トレンドがすぐ動いております。うまくいっているものは、まだ配信を続けているところもあります。逆に、運用することに対して結構経費がかかりますので、これ以上やれば経営を圧迫する

ような状況もあります。その場合には配信停止ということもあります。全体で6作品で、まだ配信を続けておりますのが3作品となっております。

◎西内（隆）委員 要するに、新規が二つあるということは、過去の四つのうちで、生きているのは一つということですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 はい。今6作品が配信をされて、6作品全てにまんが・コンテンツ課が補助金を出しています。平成25年度は、そのうちの2作品に補助金を出したということになっています。

◎西内（隆）委員 要するに、その新規の二つを除けば、ある意味、投資的に成功したといえますか、過去の作品群の中で今も生きているのが一つということですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 成功を、どう見るかというところがありますが、一番売りが上がったゲームは、年商1億円ぐらいまでいったゲームが一つあります。ただ、そのゲームは配信停止となっております。先ほどの3作品については、配信を続けていますが、徐々に収入がふえている状況です。ただ、なかなか開発費を全て回収する、次のゲームに投資をするレベルにまでは至っていないのが現状です。

◎西内（隆）委員 なかなか難しい業界というのはわかりますけれども、ある程度、技術的に関係する企業群が蓄積してきたら、ここらあたりという目標も設定して、ほかのところへ余力を回していくことも検討されてはどうかと思います。これは私からの意見です。返答は必要ございません。

◎56土森委員長 質疑を終わります。

以上で、まんが・コンテンツ課を終わります。

〈県民生活・男女共同参画課〉

◎土森委員長 次に、県民生活・男女共同参画課について行います。

（執行部の説明）

◎土森委員長 質疑を行います。

◎横山委員 2点ぐらい、予算について教えてください。まず、交通安全対策会議委員報酬の3万6,000円が不用として残っている。決算がゼロです。これはどういう理由ですか。107ページです。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 交通安全対策会議委員報酬のゼロでございますが、ことしは、この会議が開かれなかったことで、委員報酬がゼロになっています。

◎横山委員 それはそうだろうけれども、交通安全に関しては、全然事故がないとか、安全ですよという状況ではない。予算をつけた以上執行しないといけない。予算執行することによって、事業の効果を上げないといけない。予算をつけたかいない。だから、3万6,000円は本当に小さい。恐らく一人か二人の委員の報酬ではないかと思いますが、当初どういう計画を持って委員報酬を組んで、その結果、こういう不用として残ったのか。全然使

っていないのがおかしいという話です。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 こちらの委員報酬ですが、交通安全対策基本法があり、協議会を開催することになっています。この会議を開催するのは、高知県交通安全対策の計画を策定するときに、その計画を諮って、御意見をお聞きする会議になっています。そのほか、総合的な施策に関し、都道府県並びに行政機関及び市町村相互間の連絡調整を図ることとなっています。必要があるときに開催する内容になっています。

◎横山委員 そうしたら、これは平成25年度だけの予算ですか。以前からつけられているのではないかと思います。経過はどうなっていますか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 おっしゃるとおり、以前からついている経費です。必要があるときに開催するというので、開催ができる形で予算を確保しています。

◎土森委員長 どうして必要がなかったのかという説明をしないと、答弁になりません。

◎横山委員 ずっと以前からつけてきた。それで今回不用だった。それでゼロだ。その根拠を。話の中で、ある程度は理解できます。しかし交通安全に関して事業費をつけた場合には、事業費が執行できる形であったほうが、今までの経過からしたら順当な予算のつけ方やないかと思います。そういうことですので、3万6,000円であったとしても予算が全て残った。それはやはり、当初の計画を立てる中で、そういう需要がなかったとしても、おかしいのではないかという思いです。今までの経過から言えば、この会議が必要ではなかったとしても、ぜひ予算については執行していただきたい。

もう1点。108ページの安心安全まちづくり推進事業費で、300万円ぐらいの予算をつけて、209万8,000円を予算執行して、残が80万3,803円という。これは間違いないですか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 このとおりです。ちなみに、安全安心まちづくりの関係で申しますと、安全まちづくり会議の総会は年1回開催しております。それから幹事会も2回開催しております。それから、安全安心まちづくりの会報、安全安心まちづくりニュースを年4回発行しております。それから、土佐町のいしはらの里で、安全安心まちづくり広場ということで、安全安心に向けた啓発事業をさせていただいております。

◎横山委員 そういう話になろうと思いますが、僕が問うのは、当初の事業計画があった。事業計画を立てて、300万円ぐらいの予算を組んだわけで、その中で90万円ぐらいが残ったということは、この事業が必要か必要ではないかは、僕らも判断するわけですが、当初の計画と結果としてこんな形になっていますので、必要がなかった、あるいはできなかった。そういうふうな説明をしていただいたら、わかるのではないかと思いますので、そう説明していただけますか。

◎土森委員長 当初、予算を組んだときに、計画を立てて予算を組んで、計画どおりに実行されていないということになります。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 安全安心まちづくり広場の関係で、当初は、会場な

ど使用料も予算計上しておりましたが、先ほど申しましたいしはらの里などでは、向こうのイベントに乗かって実施したこともあり、そちらの費用が軽減されたということになるかと思えます。

◎横山委員 よい取り方をして、費用はできるだけ、そのときに応じて、仮に受益者負担を求めながら、この事業についてはやったという形になりますか。できるだけ予算を使わない形で、事業の効果を上げたということになりますか。

◎土森委員長 答弁も含めて質問していますから。よく考えて答弁をしてください。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 そうです。先ほど申したとおり、費用がなるべくかからない方法で行ったことで、今回予算が残ったということです。

◎横山委員 予算は、事業計画をもとに予算を組みます。その事業で不用が出たら、事業計画はスムーズに進行しているか。うまい具合にいったかどうか。やっぱり効果を問われるわけです。効果を問われる中で、3分の1ぐらいの予算が不用として残ったら、効果はどうだったかということです。事前にそういう説明があったら、問う必要はありませんでした。できるだけ予算の執行についても、財政負担がかからない形で予算を使うことは十分わかるわけですが、事業効果が出るような形で予算を使うことのも執行部の一つの役割ではないかと思えますので、よろしくをお願いします。

◎金子委員 2点だけ。108ページの男女共同参画推進事業費で、地域サポート業務委託料です。先ほど、室戸市、安芸市、宿毛市とお聞きしましたが、そのほかの地域での実施がどうなのか。それから、この委託料の内容について教えていただきたい。もう一つは、その下の管理運営費の中で、管理運営委託料、出前講座というお話がありましたが、この出前講座はどういう内容のものを、どういう地域でやっておられるのか、この2点についてお願いします。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 まず、地域サポート事業業務委託料ですが、3市のみです。これは、ポレールが男女共同参画の取り組みへの支援を希望する市町村に対して支援を行う中身になっています。中身的には市町村が行う、例えば市町村の広報で住民への広報をされておりますが、その広報の制作支援等をやっております。

出前講座ですが、ソーレが出前講座・ウェルカムセミナーを年間21回やっています。これらへの参加人数は1,278名になっています。それ以外にも講演会、研修会等、多々ソーレのほうで開催しています。

◎金子委員 出前講座ですが、男女共同参画という形で、先ほど希望のある市町村で開催すると言いましたけど、どうも受け身的な感じもします。出前講座だったら県下の広めていくお考えはないですか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 県下の広めていくことは、もちろん重要だと考えています。現在、市町村の男女共同参画計画がありまして、その数自体も、近年34分の17

という数字でしたが、昨年、佐川町がつくり、ことしは黒潮町がつくる予定になっています。なかなか市町村で男女共同参画の取り組みの動きが鈍い現状ですが、県としましては、各市町村を回りまして、首長等にも話をさせていただき、計画の策定などもお願いしているところです。

◎池脇委員 交通安全こどもセンター運営費ですけれども、資料3では、委託料と請負工事と事務費と三つに分かれています。主要な成果の概要では、ひとくくりで1,000万円の予算になっています。大体、今まで1,000万円ぐらいはかかっていましたけれども、委託料が590万円ぐらいで、まあ、半額。これは委託先の人件費だけですか。あと修繕費はこれだけですか。事務費は本課の事務費ですか。ちょっとそのあたりの説明を。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 事務費も、こどもセンターの事務費になっています。こどもセンターのトータルの収入額とトータルの経費があります。それからゴーカート収入、自動販売機収入、ソーラー発電収入などを差し引いた数字となっています。最近の590万円は、第3期の指定管理が平成24年度から平成26年度までの3年間の指定管理になっておりまして、いずれも590万4,000円という指定管理料になっています。

◎池脇委員 指定管理料が590万円何がして、これは指定を受けるところが、その委託料をいただくわけですね。あと修繕費や事務費は委託先の経費で、これも何かプラスされているのかどうかを聞いたのですが。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 修繕費は、公園の中に横断歩道、歩道橋があり、そちらを修繕した費用です。これは指定管理者ではなく、県が直接発注して修繕した費用です。

◎池脇委員 だから、この事務費は本課の事務費ですか。最初の説明では、委託先の事務費だという説明をちらっとされたので、その確認ですけれども。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 これは、センターのための経費を本課で執行したものです。済みませんでした。

◎塚地委員 消費生活センターですが、9年ぶりに相談件数が増加し、高齢者が4割を占めている状況です。この間、オレオレ詐欺も含めて、被害額が増大し、役割はすごく大きなものになっていて、相談員の資格も国家資格に来年度からなるという状況も出てきていて、相当機能強化も図っていかないといけないと思っています。先ほど、7名の相談員の事務費の御説明があったと思いますが、この方々は非常勤の職員ですか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 非常勤の職員です。

◎塚地委員 今、常勤の職員は何人ぐらいですか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 常勤は所長、次長、チーフ、主任、担当の5名です。

◎塚地委員 今は休日にも相談に乗ってくださっているのか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 日曜日は開所しています。土曜日は休みです。

◎塚地委員 この間、県警などとも連携も強めていただいています。事業でも、すごく改善もされてきて、日曜日も対応してくださるといことで、これからの業務量でいうと、まだまだ質的な充実も図っていくことが求められると思います。その非常勤がプロ並みの役割を果たして下さっていて、本来なら、この方々の労働環境なども充実させていっていただきたいと思いますので、そここのところをこれからどう考えていかれるか。

◎岡崎文化生活部長 消費生活センターの非常勤は、委員がプロ並みとおっしゃった以上に、非常に勉強されてスキルも上がって、相談に対応している状況があります。ただ、これから課題、私たちもその人たちが応分の役割に応じた待遇は、基本的にそうだろうなど、今の状況でそれが十分かどうかは置きまして。

ただ、そういった内容で見ますと、やはり身近なところにも相談窓口が欲しいという声があります。全部を県のセンターが受けるのかということもあります。基本的には市町村に身近な窓口があったらよいという思いもあります。一方で、県下全体を基本的にやっていくのには、センターの役割も必要だ。そういった両方の思いもありますし、非常勤がよいのか。ただ、そのことに専門に特化させるということでしたら、一般の職員よりもスキルの高い非常勤の方がよいという選択もございます。

そういった中で、どういったことが一番よいのか。まずは現状で十分なのか、必要ないのかは、毎年の状況で判断をしているところです。ここは非常に重要視して考えていかなければならないと考えておりますし、今後の相談状況、内容、市町村の要望により検討していきたいと考えています。

◎塚地委員 市町村の専門性のスキルを上げる上でも、やはりこのセンターの役割が大きいです。センターの今の常勤、非常勤の体制が後退することがないように、そこはぜひ頑張ってくださいと思います。これ以上後退することはない。前を向いて検討できる、そういうことでよろしいですか。

◎岡崎文化生活部長 この場で来年の定数の話はできません。ただ、どういった事業があって、どういった相談が来ていて、この体制が十分かどうかにつきましては、そういった検討、見直しをして、状況を把握した上で、私としては判断させていただきたいと考えています。

◎塚地委員 ぜひよろしく願いいたします。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で県民生活・男女共同参画課を終わります。

ここで昼食時間がまいりましたので、休憩をしたいと思います。再開時刻は13時5分といたします。

(昼食のため休憩 12時4分～13時5分)

◎土森委員長 全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

文化推進課から、先ほどの答弁に誤りがあるということです。どこが間違っていたか、説明してください。

◎高橋文化推進課長 坂本龍馬記念館の防水工事の瑕疵担保が1年かという御質問をいただき、1年と説明しましたが、屋上の防水については10年の瑕疵担保という基準を土木部がつくっており、県庁で統一的な取り扱いをしております。坂本龍馬記念館の防水につきましても10年の瑕疵担保であることを確認しました。間違った説明で申しわけありませんでした。課員にも徹底してまいります。

◎土森委員長 今後とも正しい答弁をするように、申し添えておきます。

〈私学・大学支援課〉

◎土森委員長 それでは、私学・大学支援課を行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 私学支援の額も全国平均に近づいてきているということで、県内の私学関係者の皆さんも大変喜んでいらっしゃる状況ではあります。しかし、少子化も進む中、私学であっても、ますます教育機関に求められることが多様化していますので、私学支援の補助金についてもまた格段の御配慮をというような声も上がっております。これは、年々上がってきていますけれども、全国平均まで持っていく将来展望はありますか。

◎岡村私学・大学支援課長 私学助成の補助金につきましては、年々、国庫補助単価が上がっており、それにあわせて県の補助単価も上がっております。それに加えて県単独で1万2,000円をずっとやっておりますが、昔、いつか固定していた時代がありまして、そのときからいうと、国の増加に伴い、変動させて県の単価も上げていっております。

現在の状況を言いますと、32万9,002円、高校生一人当たりの単価があり、全国でいくと23位ぐらいになります。先ほど説明もしましたが、教育力強化推進事業費といいまして、高校1校当たり今600万円をやっております。そういったものを一人当たりの単価を割り戻して加えますと、全国平均を若干上回る単価となります。四国内でも、高知県が一番になっております。国が単価を上げてきますと、県もあわせて引き上げていきたいと考えております。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、私学・大学支援課を終わります。

〈人権課〉

◎土森委員長 次に、人権課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 隣保館の運営支援事業補助金ですけれども、35館で約2億5,000万円。1館当たりどれぐらいの補助になっていますか。

◎永吉人権課長 平均しますと、1館700万円から800万円ぐらいになろうかと思います。

◎池脇委員 700万円。これ。

◎永吉人権課長 失礼しました。700万円ではないです。1館ですね。県費の補助金、国費分も含めまして、やはり1,000万円弱になろうかと思います。

◎池脇委員 補助金ですから館の事業運営費等だと思いますけれども、具体的な費用の内訳はどうなっていますか。

◎永吉人権課長 隣保館の業務は基本的に地域住民の生活相談、啓発広報、地域交流など地域に根差した事業を展開しております。そういった活動に要する経費、それから隣保館職員の人件費などが補助金の対象になっております。

◎池脇委員 人件費はどれぐらいになりますか。1館当たり。

◎永吉人権課長 人件費ということでは特に出しておりませんが、人件費を含めた補助対象の基準額があります。その基準額で申しますと、館長と指導職員2名を配置した場合には、平成25年度で939万9,000円、これが補助基準額となり、この4分の3の額が県の補助金額となります。この中に人件費も含まれており、個々に人件費を取り出してはいません。いわゆる全般的な運営費の中に人件費も含まれる形で補助しております。

◎池脇委員 一般的に見ても、人件費が非常に、常勤の館長という職務の位置づけが、どうも明確でないように思いますけれども、その割には、結構、人件費が高額になっているように思います。だから、やはり人件費は人件費、事業費は事業費で、きちっと分けて、基準額というのは、わからないですよ。そういうので扱われるのは、これは、何で曖昧になっているのですか。

◎永吉人権課長 これは国の補助要綱でそうになっておりまして、それに準じた形で県の補助要綱をつくっております。もともとの補助制度自体がこういう格好ですので、国に倣って、人件費も含めた格好での運営費に対して補助する形で行っております。

◎池脇委員 高知市を除いていますけれども、高知市との比較で、補助額に違いが出ますか。

◎永吉人権課長 高知市は中核市で、運営費の2分の1を直接国からいただいております。県は2分の1をいただいた上に、県費を4分の1加えて、事業費の4分の3の金額を補助しております、その辺ちょっと捉え方が違います。それから、高知市がその運営補助金をもらって、それをどう隣保館に割り当てて使っているのかは把握しておりません。

◎池脇委員 同じような内容を高知市あるいは高知市以外の隣保館もやられていて、それで1館当たり補助額に格差があると事業内容にも格差が出てくると思います。そのあたり

の調整がどうなっているのかなと思ひまして。それほどの格差がある状況ではないという認識でよろしいですか。

◎永吉人権課長 各市町村とも隣保館の役割の重要性は承知しておりますので、それほど違いはないと承知しております。

◎金子委員 2点。一つは関連しますが、その隣保館の運営支援事業費です。説明の中で生活相談などという重要な部分があったわけですがけれども、市町村に地域包括支援センター、町に社会福祉協議会、それから地域には民生・児童委員、それぞれサポートがもう十分なわけです。あえてだぶった生活相談をいまだに続ける考え方です。もう一つは、人権啓発研修事業委託料です。8,100万円の決算額ですがけれども、これは、実際どれだけの広がりがいいのか。私もいろんな機会を捉えて、研修会などに参加しますがけれども、ほとんど限られた人数で、毎年同じようなことを繰り返して、どれだけ県民に人権の啓発が広がっているのかを、個人的には疑問に思っています。恐らく、どこの市町村もそうだろうと思ひますがけれども、もう少し手法を変える。本当に人権啓発をどう県民に隅々まで行き渡らせるかという工夫がないと、どうもこれだけの予算になって、毎年同じような形でという感じを受けております。これは私の個人的な考え方かも知れません。その辺を踏まえて、課長のお考えを聞かせてください。

◎永吉人権課長 ただいま2点御質問いただきました。まず1点目の隣保館、それから生活相談など、どこまで現状の中でやっていくべきかという御趣旨であったかと思ひます。

隣保館はもともと住環境、御承知のようになかなか生活状況が厳しいところに重点的に、社会福祉法に基づく社会福祉施設として設置されたものでして、隣保館周辺に住んでいる方もずっと同じ方が住んでおられます。

従来から、そういった方に対して、地域に密着したいろいろな生活相談、就職相談なども含め、最近では医療、年金などあらゆる相談を受けて対応している施設で、地域住民にとっても頼りにされている施設です。

地域に密着したことで、その周辺の地域の方は、その隣保館を頼っているいろいろ御相談等をされるということです。遠くの方は、当然そのお近くのところへ御相談に行かれると思ひますが、従来から隣保館設置の周辺地域では重要な役割を果たしている。今後も果たしていく必要があるかと考えております。

それからもう1点。人権啓発センターの人権啓発の研修委託事業。これは公益財団法人高知県人権啓発センターに委託しております、いろいろな啓発の効果になってこようかと思ひます。毎年、委員がおっしゃるように人権週間、「部落差別をなくする運動」強調旬間にちなみ、いろんな記念事業、啓発事業を行っています。

確かに、なかなか人を集めるところで苦勞しておりますが、最近では企業のリーダー育成や、県民の中で人権意識を高めていただき、地域社会づくりの核となる人も育てていた

だきたいということで、企業リーダー育成のためのヒューマンパワー育成講座、そういった対象・目的を持った研修講座。それから一般県民向けとしましては、ハートフルセミナーといった講座も新たに設けて、いろいろ工夫もしながら取り組んでおります。そういったことで、新たな関心も集め、多くの方にも集まっていたけるのではないかとということで、積極的な取り組みも行っているところです。

そのほかにはテレビ放映など、確かに従来から変わってないと思われる啓発事業も幾つかありますが、できるだけ工夫もしながら、また、スクラップアンドビルドではないですが、新たな展開もしていきたいと考えております。それから、最近ではスポーツ組織との連携ということで、高知ファイティングドッグスの試合などでも人権についての啓発行事なども昨年度からやっております。

◎金子委員 非常に詳しい説明でわかりましたけれども、生活相談も踏まえて、同和対策基本法から地対財特法、特別時限立法による特別対策を終えて、一般対策になった。そういう中であえて、その地域でなくてはならない地域もあるかもわかりませんが、大部分はそうでないと思います。これだけ福祉の部分も市町村が力を入れて、いつまでもということは、逆に言ったら自立を損なっているのではないかと。そういうふうには私は感じるわけです。それから人権啓発研修事業もどれだけ成果が上がっているのかわかりませんが、それぞれ委託を受けた市町村で、独自の考え方があると思います。極端な話、県から補助金があるからやるかと。そうではなくて、もっと独自に予算もつけて、もっとやりたいという市町村もあるかもしれない。そんな市町村の要望といいますか、話を聞いて、これだけやっているから、これだけ人がふえて効果があるはずだということではなくて、そろそろ本当に人権とは何かを、県民一人一人に深く浸透させる取り組みです。それがもう必要な時期だと痛切に感じておりますが、その辺に関して。

◎永吉人権課長 市町村の取り組みの部分ですが、昨年度も人権課が所管しております高知県人権尊重の社会づくり協議会でもいろいろ御意見をいただき、市町村への取り組みをもっとするべきではないかという御指摘をいただきました。それを受けまして、本年度から各市町村に人権に関する条例の制定、それから基本方針、基本計画などを設けていただき、積極的に人権にも取り組んでいただくよう各市町村を回っております。いろいろな基本計画、県でも昨年度、基本方針の改定を行いました。そういったノウハウや資料の提供、お手伝いもさせていただくことで、積極的な取り組みを市町村にもお願いをして回っているところです。

◎横山委員 同和問題に関して。人権差別をなくすみたいな形で、いろいろ人権、女性の問題、あるいは障害者の問題、老人、そういう問題があるわけですが、特に同和問題についてです。課長からも話がありましたが、問題解決は、なかなか難しいと、そのような捉え方をしておるわけですが、平成25年において、県下の差別事象は何件で、どんな取り組

みをされたのか。それをまず教えてください。

◎永吉人権課長 平成25年度は17件です。

◎横山委員 それで、17件で県に報告があつて、取り組みをされたと思いますが、そこらあたりどうですか。

◎永吉人権課長 同和問題に関する差別事象への対応ですが、基本は市町村で行うように整理しております。幾つかの市町村にまたがる場合は、県で調整も行いますが、基本は各市町村で対応していただく。県には、こういった差別事象がありましたという報告をいただくということで、その報告を取りまとめた件数が平成25年度は17件になっています。

◎横山委員 根本的な差別、いろいろ心配される集落で生まれた方についての差別事象です。大正14年ですか、水平社宣言をされて、はや90年からになります。この問題について、市町村の取り組みも大事なのですが、やはり県がもう少し前へ出て、差別事象が絶対起こらないように指導や取り組みをすることも、今、求められているのではないだろうかと思えます。確かに、市町村は確認学習会などという形で皆さんが集まって、いろいろ確認しながら、絶対起こしてはいけないという取り組みをしていますが、それでも、平成25年で17件、そういう問題が起こるわけですので、もう少し取り組みをまた考えなければならないのではないか、そんな気もしますが。そこらあたりどうですか。

◎永吉人権課長 平成13年度末で地対財特法が終了しまして、そのときに県としては、考え方、対応の仕方の整理をしております。御説明しましたように、基本は市町村で対応していただく。市町村によって対応の仕方は違うところがありますが、そこは市町村の主体的な判断で対応していただくということで、県がそれに対してこうしなさい、あしなさいという立場にはないという考えを持っております。

◎横山委員 だから、先ほど申し上げたように、水平社宣言がされてから90年です。それでも差別事象が起こるわけですので、今までは市町村が主体となって、取り組みをしてきた経過があるわけですから。そこらあたりで、やはり県がもう少し前へ出て、取り組みをしなければならないのではないかという問いを投げかけさせていただいたのですが、そこらあたり、今後の県の取り組みはどうなっていますか。今までと同じように報告だけ聞いて、後はもう市町村に任すのか、あるいは一歩踏み込んで、何らかの形で県が出る場をつくって、取り組みを進めていくのか。そこらあたりはどう考えますか。

◎永吉人権課長 同和問題につきましては、県の対応としましてはもう啓発ということで。今の制度では、特に啓発以上のことができる制度になっておりません。啓発ということで、それ以上は特に県としては考えておりません。

◎横山委員 考えていないと言いますので、ぜひ考えるような形での要望をしておきたいと思えます。それで、隣保館というのは、昔の同和問題の根本のときからずっと同じ呼び方ではないかと思えますが、国がそういう呼び方をしなさいというのであれば、国に提案

する中で、地域交流館などという誰が考えても、見ても聞いても、差別がない呼び名にするべきではないかと僕は思いますが、どうですか。

◎永吉人権課長 隣保館という名称は、社会福祉法に定められた名称として、国はその名称を使っております。あと、この補助金の要綱の名称も隣保館という名称です。委員がおっしゃいますように、いろいろと誤解を招いてもいけないこともありまして、各市町村の設置条例の中では町民会館や市民会館、市民館、何とかセンターなど、それぞれ市町村独自の名称をつけて条例を設けておりますので、市町村での施設名は、隣保館という名称でない館のほうが多い状況になっております。

◎横山委員 恐らく国からそういう形になっていると思います。しかし、その隣保館の持つ言葉は、お互いが助け合ってという、地域だけに限られた言葉ではないかという心配をして話をさせていただいています。どんどん時代が進んでいるわけですし、人権も差別がない形にしないといけないという中で、人権課も取り組んでおられますので、機会がありましたら、隣保館について、国への政策提言の中で普通の呼び方にすることが大切ではないかということを提案していただけたら、大変うれしいです。そういうことで終わりたいと思います。

◎塚地委員 先ほどの差別事象も、中身を吟味していただくと、落書きや子供たちの発言ということで、例えば就職差別の実態があったのか、本来的にその人に実態的被害がある具体的事象だったのかというと、そこはもう本当に極端です。就職差別とか結婚差別の事象はゼロだったのですか。多分、平成25年度もなかったように私は記憶していますけれども。

◎永吉人権課長 先ほどの17件には、単なる発言から落書き的なもの、いろいろなものがあります。それから、結婚問題に関する差別事象が1件入っています。そういったものをまとめまして、17件となっています。

◎塚地委員 それぞれの個人の問題もあって、単純にゼロになってはいかない問題だと私は思っています。先ほど金子委員もおっしゃったように、高知県の中での人権条例で、同和問題が初めという位置づけの仕方が、もう時代とともに変わってよいときに来ているのではないかという声は、圧倒的多数の県民の意識でもあろうかと思っておりますので、ぜひそういう点に留意した人権施策を推進していただきたいですし、県が啓発を中心に考えているというお話でしたけれども、そこは、これからもそういう立場を堅持していただきたいということを。横山委員だけの発言だと、委員会が全部そうかなと思われても困りますので。そのことは私の意見として申し上げておきたいと思っております。

◎土森委員長 先ほどの隣保館の館長初め職員は、非常勤ですか常勤ですか。

◎永吉人権課長 ほとんどが常勤、正規の職員です。この補助金の対象になるのは、市町村の正規職員の場合だけですので、非常勤の場合もありえますが、補助金の補助対象にはなりません。そういった館も県内には幾つかございます。

◎土森委員長 市町村でそれぞれ違うわけですか。

◎永吉人権課長 そこは、人の配置になりますので、市町村の判断になります。

◎土森委員長 人件費と事業費の区別がつかないのは、監査で指摘を受けませんか。人件費はいくらと、常勤なら決まります。非常勤も決まってくる。これはどうなっていますか。

◎永吉人権課長 制度が人件費も含めた運営費ということですので、後で検査するときに、そこがわかるように書類を整理しておいていただければ、制度上は構わないこととなります。非常勤職員、市町村以外の嘱託の方などが館長になられているケースもありますが、その場合は最初から県の補助金の対象にはならないということで、県は全く関知しておりません。

◎土森委員長 補助金の中で自由に使えることになっているわけですか。

◎永吉人権課長 そういうことになります。

◎土森委員長 人件費でも、事業費でも。

◎永吉人権課長 補助対象になるものは、もう自由ということですよ。その中に人件費も入れて構わないという制度になっています。

◎土森委員長 ちょっとおかしいけれども、そうなっているなら仕方がない。

◎池脇委員 常勤と言いましたけれども、勤務体制はどうなっていますか。朝の勤務体制。

◎永吉人権課長 基本は市町村の定数内職員ですので、普通の一般の市町村職員と朝も勤務時間も全く一緒ということです。市町村の職員が人事異動で配置されます。

◎池脇委員 市町村の給与体系に、隣保館の館長は入っていますか。補助は使ってないと。

◎永吉人権課長 市町村の職員がそのまま人事異動でそこへ配置されています。市町村の施設そのものです。市町村の施設に市町村の職員が人事異動で配置されている。市町村の通常の職員が、そこに座って仕事をしている状態です。そういう状態でないと、県の補助対象にはならない制度になっています。

◎土森委員長 わからないので、後で1回教えてもらわないといけない。質疑を終わります。

以上で人権課を終わります。

〈情報政策課〉

◎土森委員長 次に、情報政策課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 USBメモリーの管理。以前、USBメモリーを紛失した経緯があります。それを受けて管理をしっかりやっというということで、その後、徹底してこられたわけですが、平成25年度にも管理が徹底されていないところがあったという指摘です。

それに対して、先ほどの御説明では、厳正な管理に取り組みますということですが、具体的に何をどういうふうに行っているのかという説明がありません。具体的に、どういう形で徹底しているのか説明していただけますか。

◎森田情報政策課長 紛失を受け、再度管理の徹底ということで、取り扱いについての文書通知などを平成24年度の紛失事案の後に行っております。一つは、情報資産の適正な管理についてで、特にUSBメモリーは、小さいので紛失しやすいというところもありますので、どうしても必要なところについては、基本的には暗号化機能のついた製品にしていきたいという話。それと月次の管理等については、徹底的にやっていきましょうということです。文書通知をしながら、平成24年度、平成25年度につきましては、情報政策課が実施しますセキュリティー監査の中で、平成24年度は77所属、平成25年度は67所属で、その記録簿の管理状況を確認したことで徹底に努めてきたところです。

ただ、今年度の監査委員事務局による監査報告で、そうした形で取り組んできた中でも、まだ毎月の所属長等による管理が徹底できていないところが見受けられたという御指摘をいただきました。今回、10月に企画会議を通じて、基本的にはできるだけ責任を持ってやっていただくということで、主管課を間に挟みながら、各所属でのセルフチェックになりますが、徹底していこうということです。責任を持って、所属ごとに管理していく仕組みを投げました。3カ月に一度、チェックの状況を主管課に取りまとめていただき、その中で所属のチェック、各部局でのチェック、それでも、なおかつできていないものについては、情報政策課が報告をいただきながら現場に赴いて、確認と指導をする形での管理の徹底をとらせていただく体制の整備を考えたところです。

◎池脇委員 一定の期間を置いてチェックする仕組みも定着させる必要があると思いますが、一番大事なのは、日常のチェックです。あのときも結局、もしかするとごみ箱に落として、それでなくなったのではないかということも言われた。要は机の上がきちっと整理されているのか。それから、使ったUSBメモリーを所定のところに返す、その管理ができてない。取り出しの管理と使った後の戻しの管理、こういうところが抜かっていたという話でした。それとやはり机の上が汚くて、使って置いておいて、何か書類を動かしたときに落ちたのではないかということも懸念されるということがあります。だから、机の上はしっかりしましょうと、それから、使う場合や持ち出しのときに、きちっと誰が何時に持ち出したか。持ち出した本人がそれを返したかという記録です。ここをきちっとやっておれば、問題ないわけです。ここをどういうふうにかちっと徹底した形でできているかを誰が確認するかが大事なのではないかと思います。その点は、各所属ではきちっとできていますか。

◎森田情報政策課長 基本的にUSBメモリーに限らず、パソコン等についてもそうですが、持ち出しの場合等については、その都度、管理はきちっとしていただくように

はなっています。所属長等の確認になってきますけれども、今回特に、監査委員事務局が入った中で目についたのは、そういった日常の管理とあわせて、本来、毎月月末のUSBメモリーの状況、ここが二つ目のチェックになると思いますけれども、月末にきちっと手元にあるのか管理されているのかの確認が、必ずしもできてないところが目についたという御指摘をいただきました。この部分について、さらに管理徹底を図るための仕組みということで。もう1段、各部局では、主管課の目が入る形でのチェックを月末の管理がきちっとできる形にという対応をさせていただいたところです。

◎池脇委員　ということは、そういう日常の取り扱いがきちっと徹底されているという認識でよいですか。差したままで席を立つこともないということが、きちっと徹底された上で、二重のチェックの仕組みをつくりましたという理解でよろしいですか。

◎森田情報政策課長　今回御指摘いただいた中では、そういった対応を求められたということですので、そういった認識をしているところです。

◎土森委員長　質疑を終わります。

以上で情報政策課を終わります、これで文化生活部を終わります。